

警戒度レベル「感染嚴重注意」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2(2020)年12月10日(木)～令和3(2021)年1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
 - 特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 感染拡大地域※への外出に関する要請
 - 感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請
 - 感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するとともに外出時の慎重な対応を要請

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。
なお、令和2(2020)年12月28日から令和3(2021)年1月11日までの間は、令和2(2020)年12月27日時点で上記の対象になっていた地域とする。

●事業者に対する協力要請

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

催物(イベント等)の開催に関する協力依頼については別途定める

●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施(令和2(2020)年12月24日(木)～令和3(2021)年1月11日(月))

- ・ 不要不急の外出はできるだけ控える